

洲本市公告第 102 号

新洲本市総合計画策定支援委託業務について、企画提案競技を実施するので、下記の通り、公告する。

平成 29 年 8 月 18 日

洲本市長 竹内通



記

1	業務名	新洲本市総合計画策定支援委託業務	
2	業務の目的	市政を総合的かつ計画的に運営するため、現行の総合計画では、基本構想及び基本計画を定めているが、当該計画期間が平成 29 年度末までとなっているため、改めて次期の総合計画を定める予定である。 本業務では、「新洲本市総合計画」の策定に向け、外部有識者との意見交換や庁内での論点整理等を行った上で、市民にとって分かりやすく、かつ有益な総合計画の策定支援を目的とする。	
3	業務の概要	業務場所	洲本市役所
		履行期間	契約締結日 から 平成 30 年 3 月 31 日 (土) まで
		業務の内容	別紙「実施要領」の通り
		担当部署	企画情報部 企画課
		提案限度額	4,700,000 円 (消費税・地方消費税を含む)
4	公募型企画提案競技実施理由	価格のみによる競争では、所期の目的を達成できない業者が選定される恐れがあることから、高度な創造性や専門的な技術及び経験を有する業者を公平に評価し、受託候補者を選定するため	
5	実施の公表	公表方法	洲本市公式サイトによる公告
		公表日時	平成 29 年 8 月 18 日 (金)
		市公式サイト以外での実施要領及び作成要領等の配布	洲本市本町三丁目 4 番 10 号 洲本市役所 5 階 企画情報部 企画課にて配布
6	説明会	開催の有無	開催しない
7	質疑等	方法	質問書 (様式 7) を添付し、電子メールにて送信すること (メール: kikaku@city.sumoto.lg.jp) ※ 電話・口頭での個別対応はいたしません。
		受付期間	平成 29 年 8 月 18 日 (金) から 平成 29 年 8 月 23 日 (水) まで
		回答期間	受付日 から 平成 29 年 8 月 24 日 (木)
		回答方法	電子メールにて質問者全員に回答

8	参加資格要件	右の要件を全て満たしていること	①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること
			②洲本市及び兵庫県の指名停止及び資格制限等の処分を受けていない者であること
			③公告日時点において、近畿圏内（大阪府、兵庫県、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県）に本社・本店（主たる営業所）または本社・本店より入札及び契約締結に関する委託を受けた支社・支店・営業所（従たる営業所）であること
			④会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続き開始の申立がない者であること
			⑤洲本市暴力団排除条例（平成 25 年洲本市条例第 2 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び同条第 2 号に規定する暴力団員及び同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者でないこと
			⑥公告日時点において、本社、本店、支店または営業所が、過去 5 年以内で国の機関または地方公共団体において、本業務と同種の業務に関し、受注実績を有する事業者であること
9	参加意向表明	参加表明書提出期間	平成 29 年 8 月 18 日（金） から 平成 29 年 8 月 28 日（月） まで（必着） （受付時間：市役所開庁日の午前 8 時 30 分～午後 5 時まで。 ただし、正午から午後 1 時までを除く）
		提出方法	参加表明書（様式 1）に、参加資格要件①～⑥の資格を証する文書を添付の上、持参または郵送（簡易書留または書留）すること
		提出場所	洲本市役所 企画情報部 企画課
		参加資格確認結果	参加表明書が到着した全業者へ平成 29 年 8 月 31 日（木）までに通知する
10	実施の取り止め	取り止めの有無	提案者が 1 者またはいない場合、企画提案競技を取り止める場合がある
		通知方法	提案者に書面にて通知するとともに、洲本市公式サイトにおいて掲載する
11	提案書作成要領	作成方法・添付書類	別紙「作成要領」の通り

		提出先	洲本市役所 企画情報部 企画課
		提出方法	持参または郵送（簡易書留または書留）とする
		提出期間	平成 29 年 8 月 18 日（金）～平成 29 年 9 月 6 日（水） （受付時間：市役所開庁日の午前 8 時 30 分～午後 5 時まで。 ただし、正午から午後 1 時までを除く）
		提出部数	12 部
		提案書の取り扱い	①提出された書類については、変更を認めない。また、理由の如何に関わらず、返却はしない。ただし、本市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めること、また、記載内容に関する聞き取り調査を行うことができる ②提出書類に記載された事項は、企画提案書と併せて、契約時の仕様書として取り扱う。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項があると市が判断した場合は、市と受託者が双方協議を行い、解決する
12	応募の辞退	辞退届提出期限	平成 29 年 8 月 31 日（木）
13	ヒアリング	実施日	追って連絡する （書面審査のみで実施しない場合あり）
		実施場所	
		実施方法	
14	受託候補者の特定	受託候補者の特定	新洲本市総合計画策定支援委託業者選定委員会が受託候補者を特定する
		選定内容	企画提案書を総合的に評価し、採点した合格点の最高得点の者を特定する
		評価項目及び評価点	別紙「実施要領」の通り
		失格事由	別紙「実施要領」の通り
		同点の場合の決定方法	新洲本市総合計画策定支援委託業者選定委員会の合議により決定する
15	結果の通知・公表	結果の通知	文書をもって通知する
		公表内容	契約業者名及び契約金額、その他必要な事項
		公表方法	洲本市公式サイトにて掲載する
		選定経過の照会	選定経過に関しては一切回答しない
16	契約保証金	取り扱い	契約金額の 100 分の 10。ただし、免除規定あり
17	事業スケジュール	①企画提案者の公募開始（公告）	平成 29 年 8 月 18 日（金）
		②資料の配布及び	平成 29 年 8 月 18 日（金）

		閲覧期間	～ 8月23日(水)午後5時まで
		③質問の受付期限	平成29年8月23日(水)午後5時まで
		④質問に対する回答期限	平成29年8月24日(木)
		⑤参加表明書の提出期限	平成29年8月28日(月)午後5時まで
		⑥参加資格確認結果及び企画提案書の提出要請書の通知	平成29年8月31日(木)
		⑦参加非資格者の疑義申立期間	上記⑥の通知の翌日～3日以内
		⑧辞退届提出期限	平成29年9月1日(金)
		⑨企画提案書等関係書類の提出期限	平成29年9月6日(水)午後5時まで
		⑩選定委員会の実施	平成29年9月中旬
		⑪最優秀提案者の選考(決定通知)	平成29年9月中旬
		⑫契約の締結	平成29年9月中旬
18	その他	①本企画提案競技に関し、提案者側に生ずる費用については、全て提案者の負担とする	
		②受託候補者特定後、受託候補者と協議の上、業務委託契約の仕様書の確定を行う。なお、当該協議の結果、必要があれば、仕様書の訂正、追加、削除等を行うことができる	
		③採用した提案書等の著作権は、洲本市に帰属する	
		④本企画提案競技に関し、提案者は、この公告に定めるもののほか、新洲本市総合計画策定支援業務委託企画提案競技実施要領、その他法令等に定める規定を順守しなければならない	
19	担当部署	洲本市 企画情報部 企画課 総合戦略室 〒656-8686 洲本市本町三丁目4番10号 T E L : 0799-22-3321 (内線) 1512、1513 F A X : 0799-23-2340 メール : kikaku@city.sumoto.lg.jp	